

議案第 36 号

里庄町税条例の一部改正について

里庄町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の公布に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町税条例の一部を改正する条例

里庄町税条例（昭和36年里庄町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。